

# 保育士・保育所支援センター等における 離職保育士届出勧奨実施要領

## 1 概要

保育士の確保を図るため、都道府県及び保育士・保育所支援センター（以下「支援センター等」という。）が離職保育士を把握するとともに、離職保育士に対し、再就職希望の随時把握や再就職に向けた各種案内等以下の業務を行うことにより、当該離職保育士の潜在化を防止し、円滑な復職支援を推進することを目的とする。

- ① 保育所などに対する離職保育士による支援センター等への届出推奨
- ② 離職保育士から届出のあった情報の名簿による管理
- ③ 離職保育士に対する郵送などによる再就職希望状況等の現況確認
- ④ 求人情報や就職相談会、研修などに関する情報提供

## 2 具体的な業務内容及び方法等

### (1) 保育所等に対する離職保育士による支援センター等への届出推奨

#### ①保育所などへの働きかけ

支援センター等は、離職保育士の情報について支援センター等への届出を推進するため、管内保育所等に対し、支援センター等へについての周知・理解を図り、保育所などを通じて届出を行うように働きかけること。その際、離職保育士の支援センター等への届出は、保育所などにとってもホイ好き確保につながるものであることを十分に説明すること。

#### ②保育関係団体への働きかけ

保育所などへの周知・理解を図るにあたり、保育関係団体を通じて行うことも効果的であることから、支援センターを設置している自治体（設置予定の自治体も含む。以下「設置自治体」という。）と連携し、設置自治体管内の保育団体に対し、所属する保育所などへの保育所等を通じた支援センター等への届出を行うように働きかけてもらうこと。

### ③離職保育士への働きかけ

多くの離職保育士の支援センター等への届出を推進するため、保育所等や保育関係団体の協力の下、保育所等に勤務する保育士に対し、支援センター等による相談支援や就職あっせん等の役割や届出の必要性について普及啓発を図ること。

## (2) 離職保育士から届出のあった情報の名簿による管理

### ①届出された離職保育士の情報

離職保育士の現況の把握や再就職の希望の有無の把握、魅力のある保育所等の求人情報の提供などにより、迅速かつ効果的に再就職に結びつけていくため、出来る限り多くの情報を届出するように離職保育士に依頼すること。

#### 【届出を行う内容】

- ・氏名 ・生年月日 ・住所 ・保育士登録番号 ・登録年月日
- ・電話番号 ・電子メールアドレス ・就業に関する状況（職歴など）

※以下は任意事項

- ・再就職希望の有無 ・再就職に当たっての希望条件 ・その他再就職に向けて有効な情報 等

### ②届出された離職保育士の情報の管理

離職保育士から届出された情報について、「離職保育士名簿」を作成し、当該名簿を活用して情報発信などを行う。なお、当該名簿には、上記①の離職保育士の情報のほか、離職保育士への現況確認や就職案内を行った事跡等も登載できるようにすること。

## (3) 離職保育士に対する郵送等による再就職希望状況等の現況確認

### ①離職保育士への現況確認方法

上記(2)の情報を活用し、離職保育士に対し定期的に現況確認を行う。具体的には離職保育士へ郵送や電子メール等により、下記②に掲げる情報等についての聞き取りを行う。なお、聞き取りにあたっては、離職保育士本人にとっての負担を考慮し、出来る限り簡潔に回答ができるよう、選択式による回答とするなど配慮するとともに、郵送確認を行う場合は返信用封筒を同封するなど費用負担が生じないようにすること。

#### ②離職保育士から聞き取る内容

離職保育士から聞き取る具体的な内容は以下のとおり。

- ・登録事項（氏名や住所、連絡先等）の変更の有無（予定を含む）
- ・保育所等への再就職希望の有無（予定を含む）
- ・再就職を希望する場合における希望条件 など

#### ③聞き取った内容の名簿への登載

上記①により離職保育士から確認後、速やかに「離職保育士名簿」にその情報を登載すること。

### (4) 求人情報や就職相談会、研修などに関する情報提供

①上記(2)及び(3)により静止した「離職保育士名簿」を活用し、保育所等の求人情報や支援センター等及びハローワークが実施する就職相談会の案内、再就職に向けた実技研修の案内など、離職保育士が復職を希望しやすくするための効果的な情報発信を行うこと。

②上記①の情報発信にあたっては、メールマガジンや郵送など、あらゆる手段により複合的に行うなど、より多くの離職保育士の目に留まるよう工夫すること。

## 3 留意事項

---

- (1) 離職保育士から届け出された個人情報（保育所等を通じて届け出されたものを含む）については、設置自治体における個人情報に関わる取扱規定に基づき、適切に管理すること。

- (2) 保育所等を通じて届出を行う場合については、保育所等に対し、支援センター等への届出や現況確認、情報発信に関して、離職保育士に対し十分に説明の上、同意を得るように説明すること。
- (3) 離職保育士の再就職支援を円滑に行うため、ハローワーク等に対し保育士求人の情報を求め、離職保育士へハローワークの利用勧奨をするなど、関係機関との連携を密にすること。
- (4) この取組は、離職保育士だけではなく潜在保育士の再就職支援においても効果的であることから、当該取組を活用し、潜在保育士の掘り起こしを推進すること。

## 4 その他

---

離職保育士の届出や保育士確保に当たっては、市町村や保育関係団体等と連携を密にし、保育士確保に当たること。